

# 全国司法書士女性会FAX通信252号 (2012年5月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aokitakigawa.com

## 「別姓」に関する訴訟 《通信2》

会長 大 城 節 子

2012年5月9日(水)午後4時から、東京地方裁判所103号法廷において、「別姓」訴訟第5回口頭弁論が開かれました。

まず、今回から裁判官が交代して裁判長は裁判官女性に代わり、新裁判長からの挨拶と裁判の継続が発表されました。

また、原告席には、生後6ヶ月のお子さん連れで参加の方もおられ、流石に別姓訴訟当事者の雰囲気濃い法廷となりました。

国の不作為を憲法違反として提訴された国家賠償請求訴訟の第5回口頭弁論では、まず被告の第2準備書面に対する反論として、条約論を中心とする準備書面(5)が陳述されました。

弁護団大谷弁護士により、この裁判において裁判所が判断を求められているのは、民法750条が女性差別撤廃条約に規定する差別的法規にあたるか否かであること。

原告らの請求の内容を判断するために、女性差別撤廃条約が何らかの新たな立法措置なしに、それ自体で実施可能か否か等を問う必要はないこと。さらに、仮に直接適用可能性(何らかの立法措置なしに実施可能か否か)が必要であったとしても、女性差別撤廃条約16条は直接適用可能性を有する旨、わかり易い口頭陳述がありました。

また、原告ら5人全員に加えて、二宮周平教授(立命館大学 民法)

- ・ 林陽子氏(女性差別撤廃委員会委員 条約) 山元一(慶応大学 憲法)の3名の専門家の証人尋問申請。18の書証(53~70)に関する取調べの申請がありました。

被告が、民法750条が女性差別撤廃条約に違反するか否かなどの重要な本質論を回避し、技巧的反論に徹していること、また、国会が停滞し、重要な法案が成立しない状況のなかで、今ほど司法が力を発揮し、人権にかかわる重要な制度改革を後押しすべき時はない、との訴えが今回の準備書面(5)の主張です。

次回期日は、7月11日(水)16時、東京地方裁判所103号法廷です。できるだけくさんの傍聴人で傍聴席を埋め尽くし、裁判官に熱意が伝わるよう、多くの方の来廷を期待いたします。

## 『昨年(2011年)を振り返って』

山形県会 渡 邊 寛

昨年の干支卯年は自分が年男(=還暦)であることを告げることもあり、より親しみのある何かがきっとあると漠然とした期待感を持って迎えました。

ところが、この淡い期待は、3月11日の東日本大震災の発生、マグニチュード9.0

という未曾有の巨大地震と『明治29年や昭和8年の三陸海岸大津波』もかくあったであろうかと思われる巨大津波による甚大な物的被害と死者・行方不明者合わせて約2万人というとてつもない犠牲者数、その後の福島原発のいつ終わるとも知れない放射能汚染の拡散という歴史に残る大災害の発生によって見事に裏切られ暗転しました。

地震発生当日の夜は、停電が一日以上続いたことや、携帯を含め電話が途絶し偶々仙台にいて被災した家族（息子）の安否確認もままならないなか、唯一繰り返し放送されるラジオの地震関連情報を聞きながら反射式ストーブで暖をとりローソクの明かりを頼りに余震に怯え一夜を過ごしました。世はデジタル時代に突入したなどと浮かれていましたが、自然の圧倒的な脅威の前では文明の利器も高が知れているわけです。

翌日の電気の復旧と共にテレビから徐々に被害の実態が明らかにされ始め、押し寄せる巨大津波がまるで生きている化け物のごとくいとも簡単に家屋や道路等の街並みや田畑を飲み込んでいく有り様はこの世のものとも思えず悪夢であって欲しいとの願いも空しくこれ以上ない悲惨な現実と呼び戻されるとき、この度の大地震で訳も分からないまま無数に多くの方々が犠牲になられたことに想いを馳せるとき自然と涙が込みあげてきました。幸いにも翌日夜には息子とは携帯のメールでの連絡がつき、仙台の帰宅難民でござったがえす避難所（東二番丁小）で無事なことが分かり、翌々日の国道47号線を使って救出に馳せ参じて、若干罪悪感を感じないでもありませんでしたが家族が事無きを得たことを素直に喜びました。

日本は地震による災害が、ここ20年でみても1995年の阪神淡路大震災や2004年の新潟中越地震や2007年の新潟中越沖地震等と頻発しておりますが、今回の地震はその規模といい範囲の広さといい犠牲者のほとんどが地震に伴い発生した津波によるものであることや原発の『安全神話』が脆くも崩れさって全ての原発が稼働停止に追い込まれようとしていること自体未曾有のものではありません。

地震と津波が自然災害として半ば避けられないものであったとしても、原発事故は、国と東電が『安全神話』の下に一体となって推し進めてきた原子力発電の安全対策に問題(その結果として全電源喪失によるメルトダウンという事態を招いた。)があったことは明白であり当事者として当然払うべく注意義務を怠ったという多分に人災の側面が濃厚であるわけです。

それにしても政府当局の対応の呆れる程の遅さ稚拙さは目を覆いたくなる程です。原発建屋の水素爆発後のヘリコプターによる原子炉冷却作業しかり、危険区域住民の避難誘導しかり、仮設住宅の建設問題しかり、遅々として進展を見せない震災がれきの全国各自治体での受け入れ処理問題等、どれ一つとして政府当局＝首相の司令塔的役割が発揮できているか疑問と言わざるを得ません。16年前の阪神淡路大震災当時の村山富市首相の指揮振りも色々批判はありましたがまだましだったと映るのは私だけでしょうか。

昨年(2011年)は、尖閣諸島中国漁船衝突映像流出事件の興奮醒めやらないなか、上記の大震災に見舞われ、ギリシャに端を発するEC諸国取り分けユーロ圏のソブリンリスク問題が単なる対岸の火事ではなく、日本国の財政は累積債務が1000兆円に達する火の車状態で消費税の増税論議が避けられなくなってきたこと。アメリカのかの悪名高い『年次改革要望書』(郵政民営化や労働者派遣法改正、会社法制定等ここ約10数年来の規制

緩和政策のバックボーンで余りに露骨過ぎるのを警戒してか最近『日米経済調和対話』と名称変更)の忠実なる履行としか思えないTPP参加問題。日本国の議会制民主主義の選良(エリート)たちは日本国を一体どこへ導こうとしているのか、アメリカ型の『格差社会』の周回遅れの踏襲だけは御免蒙りたいものですが、有権者の一人として今年の動向を注意深く見守って行きたい。

滝法務副大臣に懲戒問題の要望書を提出

副会長 鵜川智子

5月10日、東京第2国会議員会館において、大城会長、大竹理事、山口理事とともに、司法書士会の懲戒に除斥期間をもうけることについての運用による実施を要望し、下記内容の要望書を滝法務副大臣に提出した。

司法書士の懲戒制度については、本人確認情報の採用により、急速に意思確認を厳格に行うことが求められるようになった。

これに対し、本来懲戒に値しない事由においても調査開始されるという事態は依然続いている。

今回女性会は、懲戒問題について、弁護士会と同様の基準(3年の除籍期間創設)を早期に運用による実施を要望した。

## ～定時総会・つどい及び研修会のお知らせ～

全国司法書士女性会では、来る平成24年10月13日(土)と14日(日)に、京都市において 定時総会・つどい及び研修会を開催します。

10月13日(土) 梅田公証役場 公証人 本多英明先生による 遺言等  
10月14日(日) 税理士 北秋勝巳先生による 改正税法

宿泊地は、ハートンホテル です。  
とてもタイムリーな研修をご用意しておりますので、ぜひご参加を御願いたします。

※申し込みの受付は、まだ行っておりません。追って、お知らせをいたします。